

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

甲斐市は、北部の豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地域と、南部の住宅地と農地が混在する平坦な市街化地域という、異なった2つの顔を持っている。北部地域は自然条件を利用した果樹栽培やワイン醸造なども行われており、観光農園や美しい棚田、森林地域がある。この地域では、滞在型の市民農園であるクラインガルテンも整備され、都市と農村の交流が進められている。一方、南部地域は、歴史的に度重なる釜無川の氾濫とそれを鎮める信玄堤に象徴される人間の知恵と努力が肥沃な土壌を生み、豊かな農作物を育てている。また、地理的、交通環境、良好な景観などの有利性から住宅地としても発展してきており、東京から約100kmという位置や、中央自動車道と中部横断自動車道との接続、市内に2駅ある鉄道などの交通環境により甲斐市は東西南北の交通の要衝となり、物流拠点・交通拠点としての役割が期待されている。

総人口について2005年からは、微減のあとで微増しておりほぼ横ばいの状況となっている。年少人口(15歳未満)は1985年から減少、生産年齢人口(15歳～64歳)は2005年から減少しており、他方で1985年から老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいる。県内の市町村では人口減少が継続していく中、甲斐市は微増傾向となっている。

産業別就業人口は、第1次産業は1995年の1,479人(4.2%)から2015年には986人(2.7%)と減少している。第2次産業は13,470人(38.5%)から10,694人(29.0%)と減少している。第3次産業は20,008人(57.2%)から24,111人(65.4%)と増加しており、第3次産業就業者の増加が顕著である。

主要産業別従業人口については、男性は製造業が最も多く、ついで卸売業・小売業、建設業となっており、女性も卸売業・小売業が最も多く、ついで医療・福祉、製造業と続いている。

市内中小企業・小規模企業者は、全事業者の9割以上を占めている。このような実態を踏まえ、中小企業等の経営安定を図るため、補助金等の交付事業を講じてきた。また、「甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業等振興のための基本理念・方針を定めたところである。

市内中小企業・小規模事業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業づくりを今後も引き続き支援していくことは、重要な課題である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本地域の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 8 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業から、製造業、建設業まで、多岐に渡る業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、広域に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業から、製造業、建設業まで多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進などの多様な事業が想定される。したがって本計画においては、労働生産性は年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

## (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税等を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。